

平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）の一般競争入札の公告

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札（事前審査型）を次のとおり実施する。

平成28年1月12日

沖縄県知事 翁長雄志



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市および与那国町
- (3) 工事内容 無線設備・空中線の移設・設置工、配線・結線工、試験調整及び総合試験（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
- (5) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。
- (6) 本工事の予定価格は「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成27・28年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成27・28年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）に電気通信工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2の規程により総務大臣の登録を受けた事業者であること。
- (4) 沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所が存在すること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
ア 下記のいずれかの資格を有する者であること。

- (ア) 技術士（電気電子又は総合技術管理部門（選択科目「電気電子部門」に限る）の資格を有する者
 - (イ) 電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後5年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 高等学校（旧実業高校を含む）を卒業した後5年以上、又は、大学（旧大学を含む）もしくは高等専門学校（旧専門学校を含む）を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者
 - (エ) 電気通信工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- イ 配置予定の主任技術者にあつては、入札日前に3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であつて、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

(8) 平成17年4月1日から入札参加資格確認申請期限日までの期間内に種類をほぼ同じくする契約を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

(9) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(10) 入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県農林水産部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札場所及び日時

入札書は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

入札日時：平成28年2月3日（水）11時00分

入札場所：沖縄県庁10階海区漁業調整委員会室

4 申請書の提出及び競争参加資格の審査

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）【資料4参照】を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 申請書等及び資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間：平成28年1月12日（火）から平成28年1月21日（木）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県農林水産部水産課 漁業管理班

電話番号 098-866-2300

ウ 提出方法：持参によるものとする。

エ 提出部数：1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成28年1月25日（月）（予定）に電話にて通知する。

(3) 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合

競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県農林水産部水産課

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(4) 再苦情申し立て

契約担当者から上記(3)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該苦情申し立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

ア 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口：沖縄県農林水産部水産課

受付時間：午前9時から午後5時まで

イ 再苦情申し立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班

電話 098-866-2374

5 設計図書及び一般入札関係資料の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 平成28年1月12日（火）午後1時から平成28年1月21日（木）午後5時

(2) 交付方法 沖縄県ホームページ 「ホーム」－「公募・入札」－「調達・入札関連情報」

【沖縄県ホームページ】

<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html#nyusatsu>

(3) 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県農林水産部水産課

電話番号 098-866-2300

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の定めにより免除。

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

10 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

11 支払条件

前金払	契約金額の40%以内
部分払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

12 火災保険の要否

否

13 その他

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 申請書及び資格確認資料については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。

- (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 申請書及び追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 入札参加者は、沖縄県農林水産部競争契約入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (9) 本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

14 本公告に関する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県農林水産部 水産課 漁業管理班
電話番号 098-866-2300
FAX番号 098-866-2679
- (2) 質問書提出先：上記アに同じ
- (3) 提出期間：平成28年1月12日（火）から平成28年1月25日（月）
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
- (4) 提出方法：持参又はFAXにより提出すること。
※なお、FAXにより提出する場合は、必ず、電話により到達確認を行うこと。
- (5) 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
期 間：回答日から平成28年2月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
閲覧場所：上記アの場所において閲覧に供するほか、沖縄県ホームページに掲載する。

【沖縄県ホームページ】

<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html#nyusatsu>